



岐阜経済記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年5月19日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
商業・金融課	資金融資係	井澤	内線 3646 直通 058-272-8374 FAX 058-278-2672

米国関税措置の影響を受ける中小企業者等の資金繰りを支援 県制度融資「経済変動対策資金」の融資対象者要件を拡充します

県では、「長期固定の低金利」と「信用保証料の一部を県が負担」が特徴である県制度融資により、県内中小企業者等の資金調達を支援しています。

このたび、米国関税措置の影響を受ける事業者の資金繰りを支援するため、資金メニューのうち経営状況が厳しい事業者向けの「経済変動対策資金」の融資対象者要件を6月2日（月）から拡充します。これにより売上等減少実績を待つことなく、減少見込みという先行き不透明な段階であっても目下の支援に対応できるようになります。

1 今回拡充する要件（下表「カ」）※融資利率等、他の要件は従前と同じ（裏面）

融資対象者	融資対象者は、最近の経済的環境の変化により、一時的に売上の減少等業況が悪化し、経営の安定に支障が生じているもので、次に掲げる要件のいずれかに該当する中小企業者等。 ア 最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少していること イ 直近の単年度決算で欠損が生じ、経営の安定に困窮していること ウ 最近3か月間の売上総利益が前年同期比5%以上減少していること エ 親事業者との取引額が全体の20%以上を占めており、将来3か月の売上高が前年同期比10%以上減少することが見込まれること オ 中小企業信用保険法第2条第5項第2号から第8号の認定を受けていること <u>カ 急激な社会経済情勢の変動、異常気象その他の知事が特に必要と認めた外的要因による影響で、最近1か月の売上高又は売上総利益が前年同期比5%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も前年同期比5%以上減少することが見込まれること</u> キ 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響で、最近1か月の売上高又は売上総利益が前年同期比3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も前年同期比3%以上減少することが見込まれること
-------	---

「カ」における知事が特に必要と認める事象

「令和7年4月以降の米国関税措置（トランプ政権の関税措置）による影響」

期間：令和7年6月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで

2 事前相談等への対応

融資実行に向けた事前相談等は、県内各取扱金融機関、岐阜県信用保証協会及び岐阜県（県庁商業・金融課及び現地機関（岐阜地域産業労働室及び各県事務所））において、5月19日（月）から対応いたします。

【参考】

融資利率	年1.6%（固定）
融資限度額	運転・設備資金 1億円
償還期間	運転・設備資金 10年以内（据置期間2年以内）
事業者負担 信用保証料率	無担保の場合：年0.35%～0.90% 有担保の場合：年0.25%～0.80%
担保	原則として不要（必要に応じて）
保証人	原則、法人代表者以外は不要（法人代表者は必要に応じて）
融資申込先	県内各取扱金融機関